

高齢者施設等医療支援事業協力金交付要綱

3 福保感防第 3 3 0 5 号

令和 4 年 2 月 1 8 日制定

(目的)

第 1 条 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設（以下「施設」という。）で新型コロナウイルス感染症によるクラスターが多発している状況を踏まえ、陽性となった施設入所者が、施設内での入所を継続し療養を行う場合において、当該施設の配置医師等による診療を支援し、重症化リスクの高い高齢者への医療提供体制の強化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業は、東京都（以下「都」という。）が実施する。ただし、都は、第 3 条に係る事務の一部について、当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

(事業内容)

第 3 条 都内の施設で 2 名以上の施設入所者が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、第 4 条に規定する医師が、当該施設入所者への診療を行った場合に、その実績に応じて、都が協力金を支払う。

(協力金の交付対象者)

第 4 条 本事業の協力金の交付対象は、以下のいずれかの医師とする。

- (1) 介護老人福祉施設において、介護保険法に基づく指定基準に定める医師（配置医師）
- (2) 介護老人保健施設において、介護保険法に基づく指定基準に定める医師のうち併設医療機関の医師

(協力金交付要件)

第 5 条 前条に規定する医師が次に掲げる要件を満たす場合に協力金を交付する。

- (1) 本事業の対象となる医師として都に届出を行っていること。
- (2) 施設内で新型コロナウイルス感染症に感染した施設入所者が同時期に 2 名以上であること。
- (3) 上記(2)の感染者に対して、(1)の医師が診療を行ったこと。

(協力金交付額)

第6条 協力金の算定方法及び交付額は、福祉保健局健康危機管理担当局長が予算の範囲内で別に定める。

(その他)

第7条 本事業の施行に関し必要な事項は、福祉保健局健康危機管理担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。